

『本朝孝子伝』と『古今犬著聞集』：孝子表彰説話をめぐって

勝又，基

<https://doi.org/10.15017/4741993>

出版情報：雅俗. 11, pp.2-13, 2012-06-10. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



『本朝孝子伝』と『古今犬著聞集』

—孝子表彰説話をめぐって—

勝又 基

—はじめに

近世を通じて、数多くの孝子良民がその善行をもって表彰された。この事実はよく知られている。ただこのことは現代の眼から見ても、あまり芳しい評価を得てないようである。

近世における孝子表彰について論じた従来の研究は、表彰による「支配体制の強化」という面から考えられてきた。大枠としては、孝行を奨励することで上下関係に従順な庶民を育て、上位の者がいつまでも上位にいられる体制を強化しようとした、また個別的には、為政者が褒賞した人物の行動を吟味することで、為政者が育てようとした封建体制にとって好ましい人物の具体的なありかたを明らかにしようとした、という視点からの研究がほとんどであると言っても過言ではないだろう⁽¹⁾。

こうした研究を見ていて疑問に思うのは、右のような封建体制そのものを問題視するような視点が近世の人々の実感に沿うものであったのか、ということである。はたして近世の人々は、孝子の表彰がなされると、為政者の作爲をかき取り、苦々しく思っていたのであろうか。

結局のところ、この点に対する問いかけが無いばかりに、近世の実

感との関わりについて顧みることのない研究が続いているのではないかと危惧するのである。

右のような反省に基づき、本稿では、為政者による孝子表彰が当時のように捉えられていたか、ということを検討して行きたいと考えている。

検討材料としては、椋梨一雪著『古今犬著聞集』を用いたい。該書は天和四年（一六八四）序、写本十二卷。三百九十一話を収める。各話を眺めてみれば、公事話あり、霊異譚あり、武士・大名の逸話ありと、この時期には希有な大部にして総合的な説話集である。また天和四年と言え、綱吉によって孝行奨励が盛んに行われた時期でもある。この中に記された孝子についての記事を検討することは、当時の孝子表彰に対する世の中の意識を考える際、もっとも有効な方法の一つと考えられる。

本稿ではこれに加え、藤井懶齋編『本朝孝子伝』「今世」部に掲載される当代の孝子も視野に入れたい。該書を取り上げる理由は二つある。一つは検討材料が一つでも多い方が良いだろうという単純な理由による。

もう一つは、『古今犬著聞集』と『本朝孝子伝』とは、ほぼ同時代に

孝子を扱って編まれた説話集であるのに、異なる点が大変多いことによる。『古今犬著聞集』の編者・一雪は俳諧師であるのに対し、『本朝孝子伝』の編者・懶齋は久留米藩医をつとめた医師で、のち京都へ戻って儒書を講じた儒学者である。作品全体も、前者が多様な話題を掲載した大部な世俗説話集であるのに対し、後者は古代から当代までの日本の孝子に特化した叢伝である。後者はさらに凡例で、

今世の孝子婦、何ぞ止た十百のみならん。然れども之を髣髴に聞て、未だ之を耳目に決せざれば、則ち敢て収載せず。恐くは浮説有らんことを。故に惟だ其の事至著にして郷里皆な之を称し、国主郡君、之を賞すること有る者を采りて、而して之を輯む。多からざる所以なり。(第五条。原漢文)

と、表彰された孝子を優先的に採録する方針も明記している。こうした一見対照的に見える両書は、孝子表彰への捉え方においても異なっているのだろうか。この検討を、近世における孝子表彰への認識を知るための目安としたいのである。

二 近世前期の孝子説話における表彰の割合

椋梨一雪著『古今犬著聞集』全三百九十一話の中に、孝子を扱った章段は七話(本章六話+附章一話)ある。

それより約十二年後の元禄九年(一六九六)三月には、同じ一雪の著書『日本武士鑑』(五巻五冊)が刊行される。該書の巻三までは敵討二十六話を収め、巻四・五は「孝子鑑」と題し、当代の孝子説話十二話を収める。該書は従来、『古今犬著聞集』のダイジェスト版、という

ような見方をされることが多かった。しかしこと「孝子鑑」に限っては、『古今犬著聞集』に掲載されていない説話が五話と半数近くに及ぶ。本稿ではこれらについても整理した。一雪が収集した孝子説話は計十二話ということになる。

藤井懶齋『本朝孝子伝』「今世」部は、二十章すべてについて検討した。また懶齋自身の手になる該書の平仮名版『仮名本朝孝子伝』に追加された三章も検討に含めた。

右の要領でリストアップした孝子説話を、まずは各章が為政者による表彰を記しているかどうか、という視点で整理してみた。行頭に○を付した条が為政者による表彰が記されている章段である。表彰が記される章は、章題下に表彰の内容も補記した。また、その後の検討のため、《》内に説話の舞台となった国名についても記しておいた。藩主の名前については表彰年次から判断して補った。

◆一雪『古今犬著聞集』の孝子説話

巻一の一「孝行女人神明有」《出雲・伊勢・江戸》^②

○巻二の四「孝行の子盗二入事」《尾張》町奉行・林市郎左衛門が金子を授ける^③。

○巻五の一「柴木村甚助孝行」《備中》岡山藩主・池田光政より永代田畠を賜る。感状写を載す。

○同右「附喜十郎事」《備中》岡山藩主・池田光政より米と田地を賜る。

○巻八の十三「孝心之兄弟吉利支丹名を借る事」《江戸》切支丹奉行井上筑後守・町奉行加賀爪民部・籠奉行石出帯刀より金子。山形藩

主・保科正之に藩士として取り立てられる。

○卷十の一「達天下五郎右衛門孝行の事」《駿河・江戸》巡見使の報告により、將軍・徳川綱吉から田地九十石を永代賜る。

卷十一の二十五「長岡東甫孝心之事」《京都》

◆一雪『日本武士鑑』の孝子説話

○卷四の六「豆腐屋六左衛門事」《紀伊》貞享二年（一六八五）十一月、和歌山藩主・徳川光貞より田地を賜る。

○卷四の八「紺屋惣太夫孝行」《播磨・備前》代官・西村源五郎より米一俵を賜る。

卷五の二「矢嶋屋忠兵衛事」《阿波・伊豆・江戸・陸奥》⁴

○卷五の三「和佐村源三郎事」《紀伊》天和三年（一六八三）六月二日、和歌山藩主・徳川光貞より家と田畑を賜る。感状写あり。

○卷五の四「日傭長次郎事」《和泉》元禄六年（一六九三）、政所奉行所より茶屋株を賜る。

◆懶斎『本朝孝子伝』「今世」部の孝子説話

一「大炊頭源好房」《江戸》

○二「今泉村孝子」《駿河・江戸》將軍・徳川綱吉より田畑九十石を賜る。感状写あり。

○三「雲州伊達氏」《出雲》寛永はじめ、松江藩主・堀尾忠晴から親へ料理を賜る。

四「中江惟命」《近江・伊予》

五「川井正直」《京都》

六「絵屋」《京都》

○七「神田五郎作」《江戸》明暦年中、老中・阿部忠秋の命で訴えが容れられる。

○八「柴木村甚介」《備中》岡山藩主・池田光政より永代租税を許される。

○九「西六条院村孝孫」《備中》岡山藩主・池田光政より粟を賜る。

○十「横井村孝農」《備前》岡山藩主・池田光政から賞を賜る。

○十一「赤穂惣太夫」《備前》岡山藩主・池田光政から料理を賜る。助けた実教寺の僧・是要も毎年米を賜る。

○十二「由良孝子」《淡路》淡路城代・稲田植栄より料理と金子を賜る。

○十三「芦田為助」《丹波》福知山藩主・松平忠房より賞を賜る。

○十四「永安安次」《肥前》島原藩主・松平忠房より租税を免ぜらる。

○十五「大矢野孝子」《肥前》島原藩主・松平忠房より白銀を賜る。

十六「中原休白」《筑前》

○十七「鍛匠孫次郎」《肥後》熊本藩主・細川綱利に藩士として取り立てられる。

○十八「三田村孝婦」《備中》岡山・池田光政より賞を賜る。

○十九「小串村孝女」《備前》藩主・池田光政より賞を賜る。

○二十「完栗孝女」《播磨》山崎藩主・池田恒元より粟を賜る。

○追加一「志村孝子」《筑後》貞享はじめ、久留米藩主・有馬頼元より賞を賜る。

○追加二「対馬太田氏」《対馬》貞享二年（一六八五）、府中藩主・宗義方より米を賜る。

追加三「神山孝女」《撰津》

こうしてみると『古今犬著聞集』『日本武士鑑』で一雪が採録した十二話の孝子説話のうち、為政者による表彰が記された章段は、じつに九話と七五%におよぶ。いっぽう『本朝孝子伝』は、二十三話のうち表彰が描かれた章段は十七話である。一雪とほぼ同率の七四%である。『本朝孝子伝』における表彰の比率は、従来持たれているイメージからすれば予想通りと言えるかもしれない。しかし『古今犬著聞集』については、表彰された孝子説話の割合の大きさに驚くのではないだろうか。

『古今犬著聞集』『本朝孝子伝』という、対照的に見える作品に共通するこの割合をどのように理解したら良いのか。結論を急がず、それぞれについても少し読み込んでみよう。

三 孝子表彰説話受け入れの土壌

近世前期の孝子説話において、表彰という結末がこれほど多いのはなぜだろうか。このことを考える前提として、当時為政者による表彰を受容する環境が十分に備わっていたということ指摘しておくべき。

そもそも日本において、孝子の表彰は早くから行われて来た。『続日本紀』『続日本後紀』など六国史はそうした表彰が数多く記されている。また中世の説話集『十訓抄』『古今著聞集』らに載る養老滝説話、すなわち元正天皇が当地に行幸して孝子を美濃守とし、年号を養老と

改めた、という表彰の結末を持つ説話も広く知られていたはずである。

さらに時代が下れば、小瀬甫庵『信長記』巻十二の一「信長公孝行を感ぜらるる事」では、

同（引用者注：天正七年（一五七九）二月）二十二日、夜もすがら御物がたりの次手に、三でうの町人宗うんといふもの、老たるちちにつかへ、至孝なる事あたかも黄香・徳宗にもとるまじきなど人々申ければ、次の日めしだいされ、米百石くだしたまはり、諸役免許の札をもたふでけり。其後は外の雑事もなければ、いよゝ孝をぞつくりける。まことに天のさいはいかなとて、尊卑老若かんじあへりけり⁵。

と、信長が孝子を表彰したことが記されている。

さて、孝行者にはあるいは官爵を与え、あるいは旌表（せいはう）（掲示してほめる）を加え、あるいは賦租を免じて奨励する。こうした行為がそもそも中国から渡来したものであることは言うまでもない⁶。近世に入ると、そうした海外の具体的事例が読みやすい形で提供されるようになる。

たとえば浅井了意の仮名草子『孝行物語』（万治三年（一六六〇）五月刊）の多くの章段は次のように結ばれる。

かくて服とけてのち、後主また御つかひあり。すなはちめしだいして上將軍の官になされ、父か職をつかさどれり。

（巻二「田昭夫」）

後に、魏の明帝聞つたへ給ひ、すなはち禁裏にめされ、司馬の職になされ、官禄をすゝみて家さかへけるとなり。

南齊の高帝聞しめして、官をすゝめ給へり。

(卷二「完閑」)

該書は全五十話からなるが、そのうち二十話、つまり四割が為政者から何らかの形で表彰されている⁷⁾。

また朝鮮説話集を多く含んだ了意『三綱行実図』も同様である。該書は「孝子」「忠臣」「烈女」の三部から成る。このうち「孝子」部は三十五話から成るが、為政者からの表彰を記した章段は十二話と、三分の一強に及ぶのである⁸⁾。

さらに言えば、中国の孝子二十四名を集め、日本でも古くより伝わった漢籍『二十四孝』でも、近世前期の版本で読んでみると、孝子達が表彰を受けたという記述に遭遇することがある。もっとも多いのは黄香である。彼は母を亡くし、残された父によく仕えた。夏の暑い時は枕や椅子を扇いで冷やし、冬には蒲団を自らの体で暖めた、という逸話で知られている。彼について江戸時代の版本では、続けて次のように記すのである。

かやうにかうくゝなるとて、たいしゆりうけむといひしひと、ふだをたてて、かれがかうくゝをほめたるほどに、それよりして、ひとみな、くわうきやうこそ、かうくゝだいいちのひとなりとしりたるなり。

『二十四孝伝』(寛永九年(一六三二)九月、中野市右衛門刊)⁹⁾

太守刘権とい、し人、札をたて、彼がかうくゝをほめたるほと、それよりして人皆黄香こそ孝行第一の人なりとしりたるとな

り。

『二十四孝詩并伝』(正保三年(一六四六)七月刊)¹⁰⁾
此時ノ天子ハ和帝ナリ。コレヲ聞セラレテ殊外ニ褒美ナサレテ色々ノ賜ヲ下サレタリト。

『二十四章孝行録抄』(寛文五年(一六六五)正月 京都婦屋仁兵衛刊)¹¹⁾

右のような用例を踏まえると、江戸時代前期の人々にとって、孝子が為政者から表彰されるといふ逸話は決して珍しいものではなく、耳慣れたものであつたであろうことがわかる。近世前期から各地の大名や網吉によつて孝子良民の表彰が行われ始める¹²⁾が、それを受け入れる土壌は十分に出来上がつていたと言えるだろう。

四 文字資料の伝播力

表彰の逸話はなぜ近世孝子説話の主流となつて行つたのだろうか。その大きな理由として、二点を挙げておきたい。

第一に指摘したいのは、表彰という行為が話型的に大きな役割を果たしたことである。

表彰という結果は、聞く者にとつて、その孝行が単なる噂ではなく事実であつたことを保証する。先に見た通り、『本朝孝子伝』凡例では表彰された孝子を優先的に掲載すると明記していた。これは権力への追従ではなく、「浮説」を廃し、事実性を確保しようとしてのことであつた。

すでに述べたことがあるが、『古今大著聞集』巻八の十三「孝心之見

弟吉利支丹名を借る事」は、寛永末期に起こった事件である。親を養うため、兄弟で偽のキリシタンとなって偽りの訴えを行い、賞金を手に入れようとしたのである。この事件が起こった当初は、かならずしも孝子としての評価が定まっていた訳ではなく、不孝者だという評価も存した。しかし彼らが後に山形藩主・保科正之に藩士として取り立てられるに至り、孝子だという評価は揺るがないものとなった¹³⁾。

つまりここでは、表彰という明確なハッピーエンドを有すること、奇抜な行為も善行であることが保証されたのである。

この意味で孝子説話における表彰は、仏教説話における成仏に近い役割を果たしていると言いうことができるだろう。

第二に指摘したいのは、表彰が文字資料を伴う、という点である。

『古今犬著聞集』、『日本武士鑑』、『本朝孝子伝』「今世」部の孝子説話を通読してまず気づかされるのは、左のように感状の全文引用がなされている説話が存することである。

……或時、在所より一里斗隔し所に、公用の普請有しに、源三郎も出て、如例昼休に帰りしを奉行見て、辛僉義せし程に、日傭の輩、常々の志しを申達ければ、奉行深感じ、黄門公に申上しかば、奇特の者なりとて和佐村に有し久米武兵衛が闕所屋布并此家に付し田畠山共にくだされり。其状にいはいはく、

数年尽親孝為勝者故、叶天命達御耳候所、奇特成義被思召候。別紙之通被仰付候。難有可奉存と御申聞可有之候。 恐惶謹

言

天和三年癸亥歲六月二日

小倉惣兵衛

玉井八太夫

田屋団右衛門殿

大須賀九郎右衛門殿

〔『日本武士鑑』巻五の三「和佐村源三郎事」〕

感状は右に見える通り、土地が与えられたり、租税が免除されたりするような大きな褒賞の場合に与えられた書状である。このように感状の全文が掲載された例は、一雪の採録した逸話で十二話中三話、懶齋の採録した逸話で一話ある。

孝子説話に感状が引用されるのはなぜだろうか。この問題を考えるのに有用な例が、教訓物仮名草子『為人鈔』（寛文二年（一六六二）刊）に見える。この巻二の十三「柴木村甚助行二孝悌一弁」は、『古今犬著聞集』『本朝孝子伝』の両書に採録されている柴木村甚助について記したものである。その全文を引用してみる。

昔、智アル人ノ云ルハ、其以前、上洛ノ志アルニヨリテ、我スム浦ノ湊ヨリ、順風ニ帆ヲ揚テ遙々ノ海上ヲ凌ギ、漸ク備前ノ牛窓ニ汝カ、リノ為ニ、船ヲヨセテ、篷裏ノ窮屈ヲ伸シタメ、市中ニアガリ、彼方此方ヲ見アリキ見侍レバ、山際ニ一字ノ祠アリ。立寄、敬ヲナシテ堂主ノ沙弥ニ近キ、其国ノ風儀ヲ聊問ヌル時、其席ニ、齡不レ迷ホドノ人ト覚工テ、卓ニ靠リテ、書ナド読テ居タリシガ、慇懃ニ我ヲ請ジテ、國中ノアラマシヲ語り出セル。

其物語ヲ聞居タル中ニ、備中浅口郡柴木村ニ甚助ト云農人アリ。僻地ノ民ナレバ、孝悌ノ教ハ、誰アツテ説聞センヤ。サレドモ彼者、親兄弟ニ孝悌ノ道ヲ尽ス事、更ニ比類ナカリケレバ、備陽君是ヲ聞タマヒ、感心不レ浅、或時、自筆ニ感状ヲ書テ、甚助ニ給ハリシ。其状ニ曰、

備中国浅口郡大寫柴木村拘分、田方三反、畠方二反、都合

五反。依感有孝悌之行、永代与之。素僻地之民、雖不知有孝悌之行、誠天質靈妙也。郡中皆至愁共美。是天之靈也。故以天祿賞之也。

承応三年

十一月十三日 光政判

柴木村甚助

誠ニ、有難キ国主ノ志、天鑑雲リ無シテ、森羅万像ヲ照シ、大明無私照、至公無私心トカヤ。サレバ、甚助ガ孝悌ノ道ニ叶ヘル事、生知トモ云ツベシ。諸国ノ遠里辺土ニモ、カヤウノ者有ヘケレドモ、其名埋レテ、末代ニ聞エザランハ残多キ事ナリ。我ト同志ノ人アラバ、聞伝テ、書ニ記シ、後世ニ留給ハ、幸甚々々¹⁴。

ある人が京都へ行くとして、海路の途次で牛窓に停泊した。そこである祠の堂主から国の風儀を聞いてみると、同席の人が甚助の話を教えてくれた。甚助は孝悌の道を実践していたので、備前の殿様が自筆の感状を書いたとして、その文章を全文引している。その上で「天鑑雲リ無」と国主が見逃さずに表彰した事を賞賛し、自分と同じ志を持つのは、同じように後世に書き伝えて行かねばならないと述べている。

『為人鈔』で興味深いのは、感状の全文が引用されているにもかかわらず、甚助がどのような孝行をしたかについて、全く記されていないところである。この説話の契機となっているのは、明らかに感状の写しを目にしたことにあると言って良いだろう。逆に言えば、感状の写しを見せられただけで、それ以外の話は聞かされていない、と言って

良いかもしれない。

そしてこの『為人鈔』の例からは、感状を介した伝播が、決して為政者が主導したものではないらしいことも分かる。文字資料の伝播は為政者の手を離れ、人から人へと伝わって行くものであることが明らかになる。

五 孝子伝という文字資料

文字資料が伝播を促す、ということを念頭に置くと、『本朝孝子伝』「今世」部の持つ特徴についても考えを及ぼさざるを得ない。

先にも述べた通り、『本朝孝子伝』には、林家の儒者が書いた孝子伝をそのまま引用して一章となしている章段が存する。具体的には、「大炊頭源好房」（弘文院林学士曾撰好房行状其略）、十三「芦田為助」（林学士之所作）十四、「安永安次」（林丈春常之所作）十五「大矢野孝子」（人見丈夫元之所作）の四章である。

有働裕「『本朝二十不孝』論序説——『本朝孝子伝』と諸国巡検使を視野に入れて——」¹⁵はこれらの章段に触れた上で、

とすれば、『本朝孝子伝』は、官製孝子伝に近い性格を持っていたということになる。巡検使などの情報をもとに、まずは林家により作成されてお上から下される孝子伝があり、それを受けた一種の普及版としての役割を『本朝孝子伝』今世部が果たしていたといえる。その点で、巷説として流布した民間孝行説話や因果譚、中国孝子・不孝説話とは『本朝孝子伝』は性格を異にしていた。と、官製孝子伝の普及版と位置づけている。

『本朝孝子伝』掲載の林家執筆孝子伝についてはすでに拙稿「松平忠房の孝子伝―漢文孝子伝の役割と展開」¹⁶で検討したことがある。この林家が執筆した孝子伝はすべて福知山藩主・島原藩主を歴任した松平忠房の依頼によって書かれたものであった。そして藤井懶斎は当時林家と直接の面識が無かった。懶斎と松平忠房とに直接面識があった様子も見えないため、この林家の文章は、林家や松平忠房から直接得たとは考え難い。となればこの林家執筆孝子伝の流布も、先に見た甚助の感状と似たものだったと考えざるを得ないのである。

懶斎は『本朝孝子伝』に林家執筆の孝子伝を一字一句変えずに掲載し、そのことを謳っている。この結果だけを見れば、たしかにこれはお上から下された孝子伝の普及版、と見えるかもしれない。しかしその流布の様子を考えれば、いかにも近世的な孝子説話の受容の仕方だったと考えて何らおかしくないのである。

六 表彰されない孝子説話

ここまで、為政者に表彰された逸話の多さと、表彰がもつ伝播力について強調してきた。しかしその一方で、一雪・懶斎の兩人とも、表彰されていない孝子説話をも一定数収録している。表彰を重視するようには見えながら、表彰されない孝子をも掲載しているのはなぜか。このことを明かにするために、一雪・懶斎が掲載した説話の全体像についての把握を試みたい。

孝子表彰がなされていない章段を見てみるといくつかの傾向に気づかされる。

まず気づかされるのは、『二十四孝』の王祥や孟宗、郭巨などに見られるような、奇跡によって神明の加護を得た逸話も掲載されているということである。

『古今犬著聞集』巻一の「孝行女人神明有」は、タイトルにも記す通り、親を訪ねて出雲から江戸へ旅しようとした娘が、途中で寄った伊勢神宮の加護により、箱根の関所を無事抜けることができて父に会えた、という逸話である。父が仕えていた甲良助五郎（甲良豊前守）が父娘に人を添えて古郷へ送り届けてやるという結末はあるが、為政者からの表彰と言うには足りないものであろう。

また『本朝孝子伝』追加三「神山孝女」は、囚われた父を助けようと娘が山奥の観音に詣で、その奇瑞で父の足かせが外れる、という話である。為政者からの表彰については特に記されていない。

このような逸話が掲載されていることを考えると、一雪・懶斎の説話収集が、表彰一辺倒、現実一辺倒のものでなかったことが分かる。

先に筆者は岡山藩で成った『備陽善人記』と『続備陽善人記』とを比較して、『備陽善人記』の方には表彰が記されていない記事が散見されることを指摘したことがある¹⁷。この理由は『備陽善人記』と『続備陽善人記』との両書が藩の表彰に対して異なるスタンスで書かれたためであった。

『古今犬著聞集』『日本武士鑑』『本朝孝子伝』が、『備陽善人記』の方と同様の性質を持っていると考ええると、この表彰説話、非表彰説話の混在が理解できる。たしかにこれらに表彰の記事は多い。しかしそれは為政者の表彰と直結して記されたものではないのである。むしろこだわらなく孝子説話を探し集めた結果、先に見たような、孝子表彰

という事象がもたらす様々な伝播しやすさによって、自然と表彰説話を多く採録するに至った、と考えた方が実情に即しているのである。

七 情報圏と孝子説話

彼らの説話採録を司るものとして、表彰の有無より一層力があつたと考えるのは、情報圏である。

一雪と懶斎とが集めた孝子説話を比較してみると、ほぼ同時代に集められたものであるにも拘わらず、意外なほどに重複が多くない。一雪の側から言えば、『古今著聞集』巻五の一「柴木村甚助孝行」、巻十の一「達天下五郎右衛門孝行の事」、『日本武士鑑』巻四の八「紺屋惣太夫孝行」の三話のみ¹⁸⁾。他はすべて独自の人物を扱っている。こうした採録説話の違いは、それぞれの情報圏の違いによるものらしいのである。

先の一覧で《》内に説話の舞台となつた地域を示しておいた。一雪の集めた孝子説話を懶斎のそれと比較すると、特徴的な地域がいくつか目に着く。具体的に言えば、尾張、紀伊、阿波といったあたりであろうか。尾張は『古今犬著聞集』巻二の四「孝行の子、盗二入事」の舞台となつている。紀伊は『日本武士鑑』巻四の六「豆腐屋六左衛門」、同巻五の三「和佐村源三郎事」の舞台である。

『日本武士鑑』巻五の二の収められた長編「矢嶋屋忠兵衛事」はやや注意を要する。阿波国板野郡の八郎右衛門は仕事のために東国へ渡つていた。伊豆国河津に数年住んでいたという噂を頼りに、息子の権平が父を訪ねて一人伊豆へと旅立った。河津に着くと、親の住むという

不動院の住職から、父が陸奥国石巻へ行つたと知らされる。江戸へ出て、鉄砲津の河津問屋久五郎、仙台宿小兵衛を頼つて石巻へ船で行くが、そこでまたも、父が既に石巻を出て関東へ向かつたと知らされる。だが山口甚兵衛なる人物の世話で翌朝船に乗り、こぶしという港でようやく父に面会を果たした、という逸話である。この章段は、阿波↓江戸↓陸奥↓関東と、さまざまな地を遍歴していたため、主たる地域がどこであるか判断しにくい。しかし孝子のもとの居住地は阿波であり、末尾にも、

親の手を引、日数を経て、古郷に帰り、今は徳島佐古町に矢嶋屋忠兵衛とて、家富で、親子一所に住侍し

と、最終的に徳島に住んだことが記されている。よつて阿波の話と考えておいて良いだろう。

こうした一雪孝子説話の地域的特徴は、彼の活動範囲と一致する点があるようだ。井上敏幸「椋梨一雪年譜稿」¹⁹⁾によれば、一雪は寛永八年（一六三一）京都に生まれ京都に育つた。しかし寛文七年（一六七七）から七年間江戸に在住したという。また彼は延宝四年（一六七六）ごろには阿波に住んでいた形跡があるという。また俳諧師であつた一雪の場合、彼の俳諧ネットワークも無視する訳にはいかない。たとえば寛文十二年（一六七二）ごろ刊の一雪編著『洗濯物追加晴小袖』には、尾張の作者が多く掲載されている。

紀伊とのつながりは伝記的には見出し難いが、『古今犬著聞集』の全体を眺めれば、紀伊が彼の情報圏の一つであつたことが明確に了解できる。孝子説話以外の説話で、巻七「法燈寺建立の事」、同「真名古村邪身の事」、巻九「迷霊、子を育事」、同「土民、義死を遁るる事」、同

「神宮寺車塚の事」など、数多く紀伊を舞台とした説話が見出されるからである。

このように一雪の採録した孝子説話の範囲は、尾張・紀伊・阿波という一雪の情報圏と一致しているのであった。

いっぽう懶齋の場合、六十歳まで久留米藩医として仕えていた関係上、九州との関わりが大きい。

先にも触れた林家作の孝子伝は、江戸とのつながりというよりは、松平忠房が藩主を務めた島原から伝わったと考えた方が自然である。また十六「中原休白」には「得^テ中原休白孝状^ノ之^ヲ実記^ス於筑州人^ニ」とある。これが『本朝孝子伝』の添削にも関わったという⁽²⁰⁾貝原益軒あるいはそれに近い人物からのものであることを疑う必要はないだろう。また岡山藩の逸話が二十話中六話を占めているが、これは実際に面識のあった『備陽善人記』の作者・岡山藩儒小原大丈軒とのとの関わりが大きかったことによる。さらに懶齋は生地であり後半生に暮らした地でもある京都の逸話も拾った。「川井正直」は京都で生きた懶齋の学弟とも言うべき知友を孝子として扱った章段である。さらに懶齋は何度か江戸へも訪れた形跡がある。「今世」部七「神田五郎作」はその旅の成果かもしれない⁽²¹⁾。

このように見てくると、一雪・懶齋は、情報圏に入ってきた孝子説話を採取したのに過ぎなかった。そして両者の情報圏の違いが、そのまま採録説話の違いとなったのである。

ここで注目すべきは、そのような姿勢で孝子説話を採取しようとしても、四分の三程度が表彰された説話になってしまう、という当時ににおける孝子説話の状況である。誤解を恐れずに言い換えれば、表彰さ

れていない逸話も、為政者から表彰された逸話も、感状の写しが伴う逸話も、林家による孝子伝を掲載した逸話も、一雪・懶齋にとっては全て広い意味での巷説に過ぎなかった。この当時、それほどまでに孝子表彰説話はあたりまえに流布していたのである。

八 おわりに

以上、為政者による孝子表彰が当時どのように捉えられていたか、という問題ついて、椋梨一雪、藤井懶齋の著作を中心に検討して来た。

一雪『古今犬著聞集』『日本武士鑑』、懶齋『本朝孝子伝』『今世』部に掲載された当代の孝子説話における表彰された逸話の割合を確認してみると、どちらもおよそ七五%と、かなりの高率であることが分かった。このような数値を示したのには、いくつかの理由が考えられる。

まず第一として、孝子表彰を受け止める環境が十分に整っていたことがある。近世に為政者による孝子良民表彰が本格的に始まる以前、すでに六国史や『信長記』、漢籍を粉本とした仮名草子、漢籍『二十四孝』の日本における注釈書などによって、すでに孝子が為政者に表彰されるという逸話は十分に流布・浸透していたのである。

第二として孝子表彰説話の伝播しやすさがある。孝子が為政者から表彰された、という結末を持つ説話は、①孝子に対する評価が揺るぎがたい、②文字資料が伴う、という伝播しやすい性質を持つのである。いっぽうで一雪・懶齋の著作は表彰がなされていない孝子の逸話も一定数収めている。これは、孝子表彰説話の多さが、為政者の政治に

率先して迎合した結果ではないことを示している。むしろ、一雪・懶齋がそれぞれの情報圏に入ってきた孝子説話を集めた結果、先に挙げたような理由により、おのずと孝子表彰説話の割合が高くなったと考えるべきものである。この時期において孝子表彰説話と表彰されない孝子説話とは、渾然一体となつて流布していた。より厳密に言えばそれは、孝子表彰説話が巷説の一部として浸透しているというべきものであった。

このように孝子表彰説話が浸透していた現状を踏まえた時、当時の人々が孝子表彰に対し、封建体制強化という意図をかき取つて苦々しい思いをしていたと見なすのは難しいのではないだろうか。

江戸時代の封建制度下における人々の意識、ということについて中野三敏「江戸文化再考——そして近代の成熟」²²⁾は、次のように述べている。

江戸社会の安定というのは要するに、被支配者階級は支配階級に對して、全く自分たちが支配されているということすら感じていないということ。それは一言で言えば被支配者が支配者に対して絶対的な信頼を持っていたということ、それに尽きる。

本稿で見てきた近世前期における孝子表彰言説についての検討結果は、右の構想を裏付けるものとなった。つまり「孝子の表彰による封建体制の維持」という視点は、封建体制そのものを問題視するようなおそらく近世前期にはほとんど無かった立場からのものである。それはきわめて限られた視野からの視点だと言わざるを得ない。誤解を恐れずに言えば、時代に即して考える限り、あらためて指摘するまでもないこと、とも言えるのではないだろうか。

少なくとも、近世の孝に関する研究で「封建制度強化」ということを結論に据える視点から自由であることは大いに許されるし、むしろその方が江戸文化の実態に即しているはずである。筆者は今後も、孝が近世文化において有したエネルギーをそのままに掬い取るような研究を行つて行きたい。

注

- (1) 菅野則子『江戸時代の孝行者』（平成十一年八月 吉川弘文館）、妻鹿淳子『近世の家族と女性』（平成二十年四月 清文堂）など。
- (2) この章段の結末は、甲良助五郎（甲良豊前守）が父娘に人を添えて故郷へ送り届けるというものである。広い意味では表彰と見なしても差し支えないのだが、本稿では表彰された章段には含めなかった。
- (3) 林市郎左衛門の町奉行在任は寛文六年（一六六六）五月十五日〜延宝元年（一六七八）七月十三日（『士林泝洄』百八巻による）。
- (4) 『日本武士鑑』には記されていないが、『燈下録』巻之七名東郡・名西郡之部「八嶋忠兵衛の伝」によれば、彼は貞享二年（一六八五）に公より米・白銀を賜っている。ただし本稿は実際に表彰されたかどうかではなく表彰を記しているかどうかに注目するものであるため、ここでは表彰なしとしておいた。
- (5) 引用は古典文庫本（底本寛永頃写本）によつた。
- (6) 桑原隲藏『中国の孝道』（昭和五十二年七月 講談社学術文庫）。
- (7) 了意『孝行物語』において為政者による表彰が記された章段の全てを挙げておく。巻一の五「揚香」、一の七「丁蘭」、一の十「徐積」、二の一「田昭夫」、二の三「王庚丕」、二の五「完閔」、二の七「蘭孫」、二の八「黄瓊」、三の一「王少玄」、三の二「薛包」、三の七「潘綵」（帝が地名を改める）、四の一「鄭伯仲」、四の二「李馮」、四の三「范元直」、四の六「劉氏」、五の四「王崇」、五の五「黄香」、五の七「吉勸」、六の六「朱元」、六の八「江革」。

- (8) 『三綱行実図』「孝子」部において為政者による表彰が記された章段の全てを挙げておく。上三「楊香楹虎」、上六「江革巨孝」、上七「薛包洒掃」、上九「黄香扇枕」、上十「丁蘭刻木」、中五「王祥剖冰」、中八「潘綜救父」、中十一「吉勣代父」、下一「王崇止雹」、下四「徐積篤行」、下七「劉氏孝姑」下十一「殷保感烏」。
- (9) 引用は金沢市立図書館稼堂文庫本（請求記号〇九〇/九/三九五。国文学研究資料館マイクロフィルム）によった。
- (10) 引用は徳田進氏蔵本（国文学研究資料館マイクロフィルム）によった。
- (11) 引用は韓国国立中央図書館蔵本（請求記号三六五/六/六。国文学研究資料館マイクロフィルム）によった。
- (12) これについては拙稿「日本近世における孝子表彰の発生——孝子説話研究のために」（『東アジア比較文化』第八号〈平成二十一年六月東アジア比較文化国際会議〉）に整理した。
- (13) 拙稿「偽キリシタン兄弟伝の流転——近世孝子説話の問題として」（『金沢大学国語国文』二十六号〈平成二十三年三月 金沢大学国語国文会〉）。
- (14) 『為人鈔』の引用は『仮名草子集成』第五卷（昭和五十九年十月 東京堂）による。
- (15) 「国語と国文学」第八十三巻十号（平成十八年十月 東京大学国語国文学会）。
- (16) 「近世文芸」九十一（平成二十二年一月 日本近世文学会）。
- (17) 拙稿「表彰の孝子伝、巷説の孝子伝——岡山の孝子表彰と孝子伝」（『明星大学日本文化学部共同研究論集十 言語と芸術』平成十九年三月 明星大学日本文化学部言語文化学科）。
- (18) この重複についてはすでに前掲井上稿が指摘し、文章の検討を行っている。本稿ではむしろ重複の少なさに着目するものである。
- (19) 「近世文芸」三十（昭和五十五年三月 日本近世文学会）。
- (20) 『福岡藩儒竹田春菴宛書簡集』（平成二十一年五月 雅俗の会）「解説」（大庭卓也執筆）。
- (21) 井上敏幸「近世的説話文学の誕生」（『説話文学の世界』（昭和六十二年十

一月 世界思想社）所収）は懶斎が江戸への取材旅行ほか懶斎の情報圏についてすでに考察を行っている。具体的な情報源については拙案と異なる点もあるが、総じて賛同すべき意見である。

- (22) 講演録。「成城国文学」第二十四号（平成二十年〈二〇〇八）三月 成城国文学会）。また同「江戸の大衆文化」（『江戸のサブカルチャー』平成十七年一月 至文堂）でも、「私見を述べれば、江戸の庶民は、為政者に対し、程度の差こそあれ、大筋において変らぬ信頼を寄せつけ、上下一体の価値観を懐き続けていたように思う」と述べている。

付記

この論文は、科学研究費補助金（若手研究（B））「『本朝孝子伝』研究——「孝」から見た近世前期文学の再検討」課題番号二〇七二〇〇六三 研究代表者・勝又基）の助成を受けたものである。

またこの論文は拙稿「表彰の孝子伝、巷説の孝子伝——岡山の孝子表彰と孝子伝」（『明星大学日本文化学部共同研究論集十 言語と芸術』平成十九年三月 明星大学日本文化学部言語文化学科）と一部重複するところがある。